

国家公務員・地方公務員における交渉制度

国家公務員における交渉制度

1 交渉の法的性格

- 国公法上の交渉
勤務条件等に関して、職員団体が当局と行う協議、意見の交換
(合意事項は法的拘束力を有しないが、紳士協定としての道義的責任が生ずる。)
(参考)労働協約締結権に基づく交渉(労働組合法)：労働協約締結を目的とした交渉

2 交渉対象事項

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動にかかる事項(国公法108条の5第1項)

(1) 勤務条件

職員が当局に対し、職務を提供するについて存する諸条件で、職員が自己の職務を提供し、またはその職務の提供を継続するかどうかについての決心をするに当たり、一般的に当然考慮の対象となるべき利害関係事項

(2) 管理運営事項の除外

管理運営事項は、交渉の対象外(国公法第108条の5第3項)。ただし、管理運営事項の処理によって影響を受ける勤務条件は、交渉の対象。

管理運営事項とは、国家行政組織法や各省庁の設置根拠法令に基づいて、各省庁に割り振られている事務、業務のうち、行政主体としての各機関がみずからの判断と責任において処理すべき事項。

3 交渉当事者

(1) 当局

交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる当局(国公法第108条の5第4項)

(2) 職員団体

登録された職員団体(国公法第108条の5第1項)

なお、登録されていない職員団体については、国公法上、交渉の申入れに対して応ずべき義務はないが、本条の規定の趣旨から、みだりに交渉の申入れを拒否することはできない。

地方公務員における交渉制度

1 交渉の法的性格

○ 地公法上の交渉

職員団体が、その構成員である地方公務員の勤務条件の維持改善を図るため、地方公共団体の当局との間で行うもの

* 法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にてい触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができる（地公法第55条第9項）。

* 書面による協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない（地公法第55条第10項）。

2 交渉対象事項

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動にかかる事項（地公法第55条第1項）

(1) 勤務条件

職員が地方公共団体に対し勤務を提供するについて存する諸条件で、職員が自己の勤務を提供し又はその提供を継続するかどうかの決心をするにあたり一般的に当然考慮の対象となるべき利害関係事項

(2) 管理運営事項の除外（地公法第55条第3項）

行政の企画、立案、予算の編成等、地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項（管理運営事項）は、交渉の対象外。

* ただし、管理運営事項の処理によって影響を受ける勤務条件は、交渉の対象となる。

3 交渉当事者

(1) 当局

交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局（地公法第55条第4項）

(2) 職員団体

勤務条件について当局と交渉するという行為能力については職員のいかなる労働団体も同じ能力を有するものであり、登録を受けた職員団体（地公法第55条第1項）と登録を受けない職員団体との間に、交渉能力に関する実質的な差異は生じるものではない。

4 交渉の手続

交渉に当たっては、予備交渉を行うものとし、地方公共団体の当局と職員団体との間においてあらかじめ、交渉に当たる者の員数、議題、時間、場所、その他必要な事項を取り決めなければならない（地公法第55条第5項後段）。

交渉に当たる「当局」について

1. 「当局」の範囲

- ・ 「職員団体が交渉することのできる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる当局とする。」と規定（国公法 108 条の 5 第 4 項）
- ・ 行政機関の事務の所掌は組織法令で定められているので、これに照らして、交渉にかかる事項について、調査研究し、企画立案し、実施することができる当局は明確かつ一義的に定まっている。

2. 「当局」に当たる場合

- ・ 権限が委任されているときは、受任機関がその限度で当局となる。
- ・ 法律の委任に基づいて、実施細目を定める権限を有する行政機関は、その権限の限度において当局となる。人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律などの委任に基づいて、それらの法律の実施細目を人事院規則で定める権限を有するから、その権限の限度において当局となると考えられる。
- ・ いくつかの省庁の職員団体の連合体である職員団体が、特定の省庁の人事関係の勤務条件の問題に関して、その省庁の人事当局との間で交渉を行うことについては、その省庁の職員を構成員とする職員団体が加盟している連合体たる職員団体であれば、当該省庁はその交渉の当局となる。

出典：『逐条国家公務員法』（鹿児島・森園・北村編）